

岩手県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月5日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第5号

岩手県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則

岩手県環境影響評価条例施行規則（平成11年岩手県規則第9号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後		
<p>第8章 都市計画法の適用を受ける<u>対象事業</u>に関する特例</p> <p>別表第1（第2条、第3条関係）</p> <table border="1" data-bbox="142 616 770 667"><tr><td>[略]</td></tr></table> <p>備考1 「特別地域」とは、次に掲げる地域等をいう。</p> <p>(1) 自然公園法（昭和32年法律第161号）第2条第2号の国立公園又は同条第3号の国定公園の区域のうち同法<u>第13条第1項</u>の規定に基づき指定された特別地域</p> <p>(2)～(5) [略]</p> <p>2 「普通地域」とは、次に掲げる地域等をいう。</p> <p>(1) 自然公園法<u>第26条第1項</u>に規定する普通地域</p> <p>(2)～(4) [略]</p> <p>3 [略]</p>	[略]	<p>第8章 都市計画法の適用を受ける<u>事業</u>に関する特例</p> <p>別表第1（第2条、第3条関係）</p> <table border="1" data-bbox="828 616 1457 667"><tr><td>[略]</td></tr></table> <p>備考1 「特別地域」とは、次に掲げる地域等をいう。</p> <p>(1) 自然公園法（昭和32年法律第161号）第2条第2号の国立公園又は同条第3号の国定公園の区域のうち同法<u>第20条第1項</u>の規定に基づき指定された特別地域</p> <p>(2)～(5) [略]</p> <p>2 「普通地域」とは、次に掲げる地域等をいう。</p> <p>(1) 自然公園法<u>第33条第1項</u>に規定する普通地域</p> <p>(2)～(4) [略]</p> <p>3 [略]</p>	[略]
[略]			
[略]			
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>			

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。